



第 8 1 回 国 民 ス ポ ー ツ 大 会

第 2 6 回 全 国 障 害 者 ス ポ ー ツ 大 会



宮 崎 県 準 備 委 員 会

第 2 回 輸 送 ・ 交 通 専 門 委 員 会

報 告 事 項

- (1) 第 8 1 回 国 民 ス ポ ー ツ 大 会 ・ 第 2 6 回 全 国 障 害 者 ス ポ ー ツ 大 会 準 備 経 過 . . . P 1 ~ P 3
- (2) 宮 崎 県 準 備 委 員 会 決 定 事 項
 - ① 開 催 準 備 総 合 計 画 改 正 P 4 ~ P 6
 - ② [国 ス ポ ・ 障 ス ポ] 開 催 基 本 構 想 別 冊
 - ③ [国 ス ポ ・ 障 ス ポ] 会 場 地 市 町 村 選 定 P 7 ~ P 8
 - ・ [参 考] 会 場 地 市 町 村 選 定 状 況 一 覧 (市 町 村 別) P 9
 - ④ [国 ス ポ ・ 障 ス ポ] 輸 送 ・ 交 通 基 本 方 針 P 10 ~ P 11
 - ⑤ [国 ス ポ ・ 障 ス ポ] 宿 泊 基 本 方 針 P 12
 - ⑥ [国 ス ポ ・ 障 ス ポ] 医 事 ・ 衛 生 基 本 方 針 P 13
 - ⑦ 専 門 委 員 会 規 程 改 正 P 14 ~ P 15
 - ・ [国 ス ポ ・ 障 ス ポ] 専 門 委 員 会 規 程 P 16 ~ P 18
 - ⑧ 競 技 運 営 専 門 委 員 会 関 連 基 本 方 針 等 の 改 正 P 19 ~ P 20
 - ・ [国 ス ポ] 公 開 競 技 実 施 基 本 方 針 P 21
 - ・ [国 ス ポ] デ モ ン ス ト レ ー シ ョ ン ス ポ ー ツ 実 施 基 本 方 針 P 22
 - ・ [国 ス ポ] 競 技 役 員 等 養 成 基 本 計 画 P 23 ~ P 24

令 和 3 年 1 1 月 2 2 日 (月)

県 庁 防 災 庁 舎 防 7 2 ・ 7 3 号 室

第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会準備経過

年 月 日	内 容
平成27年 1月14日	公益財団法人宮崎県体育協会（以下「県体協」という。）臨時理事会及び評議員会において、「平成38年第81回国民体育大会の宮崎県開催招致」を決議
2月12日	県体協が県、県議会及び県教育委員会に「平成38年第81回国民体育大会の宮崎県開催招致要望書」を提出
2月25日	知事が第4回県議会定例会において、「平成38年第81回国民体育大会及び第26回全国障害者スポーツ大会の宮崎県開催招致」を表明
3月13日	第4回県議会定例会において、「平成38年第81回国民体育大会及び第26回全国障害者スポーツ大会の宮崎県開催招致に関する決議」を全会一致で議決
3月16日	定例教育委員会において、「平成38年第81回国民体育大会及び第26回全国障害者スポーツ大会の宮崎県開催招致に関する決議」を議決
4月17日	知事が文部科学省に「平成38年第81回国民体育大会開催要望書」と「平成38年第26回全国障害者スポーツ大会開催要望書」を提出 知事が公益財団法人日本体育協会（以下「日体協」という。）に「平成38年第81回国民体育大会開催要望書」を、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会に「平成38年第26回全国障害者スポーツ大会開催要望書」を提出
6月11日	日体協第1回国体委員会において、「平成38年第81回国民体育大会開催申請書提出順序了解県」として承認
7月22日	日体協第3回理事会において、「平成38年第81回国民体育大会開催申請書提出県」として了解（宮崎県開催が内々定）
平成28年 4月 1日	宮崎県教育庁スポーツ振興課に国体準備担当を設置
平成29年 4月 1日	宮崎県教育庁に国体・高校総体準備室を設置
10月30日	第81回国民体育大会宮崎県準備委員会設立総会・第1回総会及び第1回常任委員会を開催
11月14日	第1回総務企画専門委員会及び第1回施設整備専門委員会を開催
11月17日	第1回競技運営専門委員会を開催
12月14日	第1回市町村担当者会議及び第1回競技団体担当者会議を開催
平成30年 4月 1日	宮崎県総合政策部に国体準備課を設置
5月22日	第2回総務企画専門委員会を開催
7月 9日	第2回常任委員会及び第2回総会を開催
7月24日	第1回広報・県民運動専門委員会を開催
7月31日	第2回市町村担当者会議及び第2回競技団体担当者会議を開催
10月29日	第3回総務企画専門委員会を開催

年 月 日	内 容
12月19日	第2回競技運営専門委員会及び第2回広報・県民運動専門委員会を開催
平成31年 1月31日	第3回常任委員会を開催
2月 6日	第4回総務企画専門委員会を開催
3月15日	第3回市町村担当者会議及び第3回競技団体担当者会議を開催
4月 1日	国体準備課を国民スポーツ大会準備課に改称
令和元年 5月30日	第5回総務企画専門委員会を開催
7月 1日	第4回常任委員会及び第3回総会を開催 「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会」に改称
7月 9日	第3回広報・県民運動専門委員会を開催
8月 2日	第1回開催基本構想策定検討部会を開催
8月28日	第4回市町村担当者会議及び第4回競技団体担当者会議を開催
11月12日	第6回総務企画専門委員会を開催
12月16日	第1回全国障害者スポーツ大会専門委員会を開催
12月17日	第2回開催基本構想策定検討部会を開催
12月20日	第5回市町村担当者会議及び第5回競技団体担当者会議を開催（合同開催）
令和2年 1月16日	第1回愛称・スローガン、マスコットキャラクター部会を開催
1月31日	第7回総務企画専門委員会を開催
2月 5日	第4回広報・県民運動専門委員会を開催
2月 7日	第3回開催基本構想策定検討部会を開催
2月17日	第5回常任委員会を開催
3月18日	第6回市町村担当者会議及び第6回競技団体担当者会議（資料配付のみ）
6月25日	第8回総務企画専門委員会を開催
6月25日	第2回愛称・スローガン、マスコットキャラクター部会を開催
7月 6日	第6回常任委員会を開催
7月29日	第2回全国障害者スポーツ大会専門委員会を開催（書面開催）
8月 7日	第4回総会を開催（書面開催）
8月20日	第7回市町村担当者会議を開催（テレビ会議）
8月24日	第7回競技団体担当者会議を開催
9月24日	第3回愛称・スローガン、マスコットキャラクター部会を開催
10月15日	日本スポーツ協会臨時国体委員会において、本県の国民スポーツ大会開催年が令和9年（2027年）に変更され、開催申請書提出順序了解県（内々定県）として再決定

年 月 日	内 容
11月 9日	第5回広報・県民運動専門委員会を開催
12月18日	第3回全国障害者スポーツ大会専門委員会を開催
12月23日	第1回輸送・交通専門委員会を開催
12月24日	第3回競技運営専門委員会を開催
令和3年 1月18日	第9回総務企画専門委員会を開催（書面開催）
2月 1日	第7回常任委員会を開催（書面開催）
3月18日	第6回広報・県民運動専門委員会を開催
3月22日	第8回市町村担当者会議を開催（テレビ会議）
3月23日	第1回宿泊・衛生専門委員会を開催
6月 8日	第4回全国障害者スポーツ大会専門委員会を開催
6月 9日	第10回総務企画専門委員会を開催
7月 5日	第8回常任委員会を開催
8月 6日	第5回総会を開催（書面開催）
10月11日	第9回市町村担当者会議及び第8回競技団体担当者会議を開催（合同開催）

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 開催準備総合計画改正

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会開催準備総合計画を次のとおり改正する。

1 改正の理由

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会の開催年が令和8年（2026年）から令和9年（2027年）に変更されたことに伴い、開催準備総合計画全般を見直したため。

2 改正の内容

別紙のとおり

第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全

①	年 度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	
	西 暦	2017	2018	2019	2020	2021	
	逆 年	(開催 1 0 年前)	(開催 9 年前)	(開催 8 年前)	(開催 7 年前)	(開催 6 年前)	
	国体開催県	愛媛県	福井県	茨城県	鹿児島県 (中止)	三重県	
②	開催手続	開催内々定				県議会開催決議(R4.2)	
		開催要望書提出 (平成27年4月17日)			中央競技団体 正規視察		
③ 県準備委員会 (実行委員会) 専門委員会	組 織	準備委員会		国スポ・障スポ準備委員会			
		総 会					
		常任委員会					
		総務企画専門委員会	広報・県民運動専門委員会	全国障害者スポーツ大会 専門委員会	宿泊・衛生専門委員会		
		競技運営専門委員会			輸送・交通専門委員会		
		施設整備専門委員会			式典専門委員会		
	必要に応じて各専門委員会内に部会を						
	全体計画		開催基本方針等			開催基本構想策定	
			開催準備総合計画		開催準備総合計画(2次)	開催準備総合計画(3次)	
	総務企画	会場地選定 経 費 負 担	会場地市町村選定基本方針	【国スポ】正式競技、特別競技、公開競技、 開・閉会式 会場地市町村選定(数次)			開・閉会
			会場地市町村選定基準				
			県及び会場地市町村の 業務分担・経費負担基本方針	県及び会場地市町村の 業務分担・経費負担細目			
				競技団体及び市町村への意向調査・ヒアリング			
		文化プログラム					
	行幸啓関係						
総合案内							
募金・協賛					募金・企業協賛基本方針		
競技運営	競技運営	競技役員等養成基本計画	競技役員等養成事業				
		競技役員等編成基本方針	公開競技実施基本方針				
		競技役員等養成基本方針	競技運営基本方針	デモンストレーション スポーツ実施基本方針	デモンストレーションスポーツ 実施競技・会場地選定		
競技用具		競技用具整備基本方針		競技用具整備要項	競技用具整備計画		
施設整備	競技・式典 会 場	競技施設整備基本方針	競技施設基準			競技施設整備計画	
			競技施設整備調査				
情報通信							
広報 県民 運動	広 報	広報基本方針・基本計画	広報				
		マスコットキャラクター、愛称・スローガン募集・決定					
	県民運動		県民運動基本方針	県民運動基本計画			
全国障害者スポーツ大会	競技運営			会場選定の 進め方	正式競技(会場選定)		
		大会に向けた課題の整理					
宿泊 衛生	宿 泊			宿泊基本方針	宿泊基本計画		
	医事・衛生			医事・衛生基本方針	医事・衛生基本計画		
輸送 交通	輸送・交通			輸送・交通基本方針	輸送・交通基本計画		
式典	式 典 会 場			式典基本方針	式典基本構想		
警備 消防 防災	警備・消防						
④ 準備 組織等	市町村	市町村担当者会議					
	競技団体	競技団体担当者会議	競技運営計画・ 競技役員等養成計画の作成				

国障害者スポーツ大会開催準備総合計画改正

令和4年度 2022 (開催5年前) 栃木県	令和5年度 2023 (開催4年前) [特別大会] 鹿児島県	令和6年度 2024 (開催3年前) 佐賀県	令和7年度 2025 (開催2年前) 滋賀県	令和8年度 2026 (開催1年前) 青森県	令和9年度 2027 (開催年) 宮崎県
開催内定		開催決定・会期決定		国スポリハーサル大会	障スポリハーサル大会
開催申請書提出 (文部科学省・日スポ協)		文部科学省・日スポ協 総合視察 実行委員会			
警備・消防・防災専門委員会					
を設置					
		開催準備総合計画(4次)			大会報告書
【障スポ】正式競技 会式 会場地市町村選定(数次)					
文化プログラム基本方針	文化プログラム事業募集等(実施要項、募集、登録等)				文化プログラムの実施
		警衛基本方針・基本計画	警衛等実施計画、日程等調整		日程最終調整
		総合案内基本方針	総合案内準備の推進		総合案内
募金基本計画	募金活動の推進				
	企業協賛基本計画	企業協賛活動の推進			
記録業務基本方針	リハーサル大会 開催基準要綱	記録関係業務基本計画	記録関係業務運営要綱	競技役員等編成	総監督会議
		競技日程決定	リハーサル大会実施本部		記録本部
		競技用具整備の推進			総合・競技別 プログラム
	競技施設及び式典会場整備の推進				
	情報通信基本方針	情報通信基本計画	情報通信システムの調整		情報通信本部
PR活動の推進(ホームページ、広報誌、ポスター、懸垂幕、横断幕、記録映像等)	イメージソング等				
開催内定イベント		開催決定イベント	開催1年前イベント		全国報道者会議
					報道本部
県民運動の推進(各種媒体の作成及び配布、花いっぱい運動等の実施団体の支援など)	ボランティア(大会運営等)の募集・養成				
オープン競技実施基本方針	オープン競技 実施競技・会場選定		競技用具整備		大会実施本部
	競技役員等(障スポ特有種目)の養成・ボランティア(情報支援、選手団サポート)募集・養成等				
宿泊施設等実態調査			宿泊要項		宿泊本部
	宿泊準備の推進(総合配宿計画、広域配宿及び民泊基本計画、宿泊料金等)				
		標準献立作成基本方針	標準献立普及実施要領	標準献立普及講習	
	医事・衛生対策各種要項	医療救護要項			救護本部・救護所
	医事・衛生準備の推進(食品衛生、環境衛生、馬事衛生、防疫対策等)				馬事衛生対策本部
輸送・交通基礎調査	輸送・交通総合調査				
輸送・交通業務指針		全国輸送計画・会場地輸送調整			
			開・閉会式輸送実施計画		輸送本部
			交通規制計画		
式典基本計画	式典準備の推進(式典演技、式典音楽、炬火リレー、リハーサル等)				式典本部
		会場管理基本方針	会場管理基本計画	会場管理体制の整備	
警備・消防防災基本方針	警備・消防防災基本計画				警備本部
	警備・消防・防災準備の推進(関係機関との協力体制構築、業務指針、マニュアル等の作成など)				消防・防災本部
会場地市町村国スポ・障スポ 準備委員会(随時設置)		会場地市町村国スポ・障スポ実行委員会			市町村競技会実施本部
競技役員等養成の推進					

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会

第81回国民スポーツ大会及び第26回全国障害者スポーツ大会
会場地市町村選定について

県準備委員会第7回常任委員会（書面開催：令和3年2月15日）及び第8回常任委員会（令和3年7月5日開催）において、下記の会場地について決定

1 第81回国民スポーツ大会 正式競技（第8次選定）

番号	競技（種目）		種別	市町村	開催予定施設
1	水泳	アートのティックスミング	少年女子	宮崎市	(仮称) 新宮崎県プール
2	自転車	ロード	全種別	串間市	(仮称) 串間市特設ロードレースコース
3	ソフトボール		成年女子	宮崎市	宮崎市清武総合運動公園 SOKKENスタジアム 第2野球場

《県外開催競技（種目）》

番号	競技（種目）		種別	市町村	開催予定施設
1	水泳	飛込	全種別	県外	※今後調整

2 第81回国民スポーツ大会 正式競技開催予定施設の変更

番号	競技（種目）		種別	市町村	開催予定施設	
					変更前	変更後
1	弓道	近的	全種別	串間市	串間市営弓道場	串間市民総合体育館

3 第81回国民スポーツ大会 公開競技（第2次選定）

番号	競技		種別	市町村	開催予定施設
1	ゲートボール		全種別	都城市	都城運動公園陸上競技場
2	グラウンド・ゴルフ		全種別	串間市	串間市総合運動公園

4 第81回国民スポーツ大会 デモンストレーションスポーツ（第1次選定）

番号	実施競技	主管団体	市町村	開催予定施設
1	パークゴルフ	宮崎県パークゴルフ協会	都城市	かかしの里パークゴルフ場 高崎パークゴルフ場
2	AJTA スポーツ玉入れ	AJTA 九州 (全日本玉入れ協会九州協会)	諸塚村	諸塚村民体育館
3	サーフィン	日向市サーフィン連盟	日向市	お倉ヶ浜海水浴場

5 第26回全国障害者スポーツ大会 開・閉会式会場

番号	内容	開催予定施設
1	開・閉会式	(仮称) 新宮崎県陸上競技場 【雨天時：都城市総合文化ホール】

6 第26回全国障害者スポーツ大会 正式競技（第1次選定）

番号	競技	障がい区分	市町村	開催予定施設
1	陸上競技	身体・知的	都城市	(仮称) 新宮崎県陸上競技場
2	水泳	身体・知的	宮崎市	(仮称) 新宮崎県プール
3	アーチェリー	身体	高原町	高原町総合運動公園多目的芝生広場
4	卓球 (サウンドテーブルテニスを含む)	身体・知的・ 精神	宮崎市	宮崎市総合体育館 宮崎市中央公民館
5	ボウリング	知的	宮崎市	宮崎エースレーン
6	ソフトボール	知的	日向市	お倉ヶ浜総合公園
7	サッカー	知的	新富町	(仮称) 新富町フットボールセンター
8	フットベースボール	知的	延岡市	西階公園

7 第26回全国障害者スポーツ大会 正式競技（第2次選定）

番号	競技	障がい区分	市町村	開催予定施設
1	フライングディスク	身体・知的	宮崎市	ひなた宮崎県総合運動公園 ひなた陸上競技場
2	ボッチャ	身体	都城市	早水公園体育文化センター
3	バスケットボール	知的	延岡市	(仮称) 新宮崎県体育館
4	車いすバスケットボール	身体	延岡市	(仮称) 親宮崎県体育館
5	バレーボール	身体	都城市	早水公園体育文化センター
		知的	日南市	日南市北郷体育館
		精神	小林市	小林市市民体育館

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 会場地市町村選定状況一覧【市町村別】

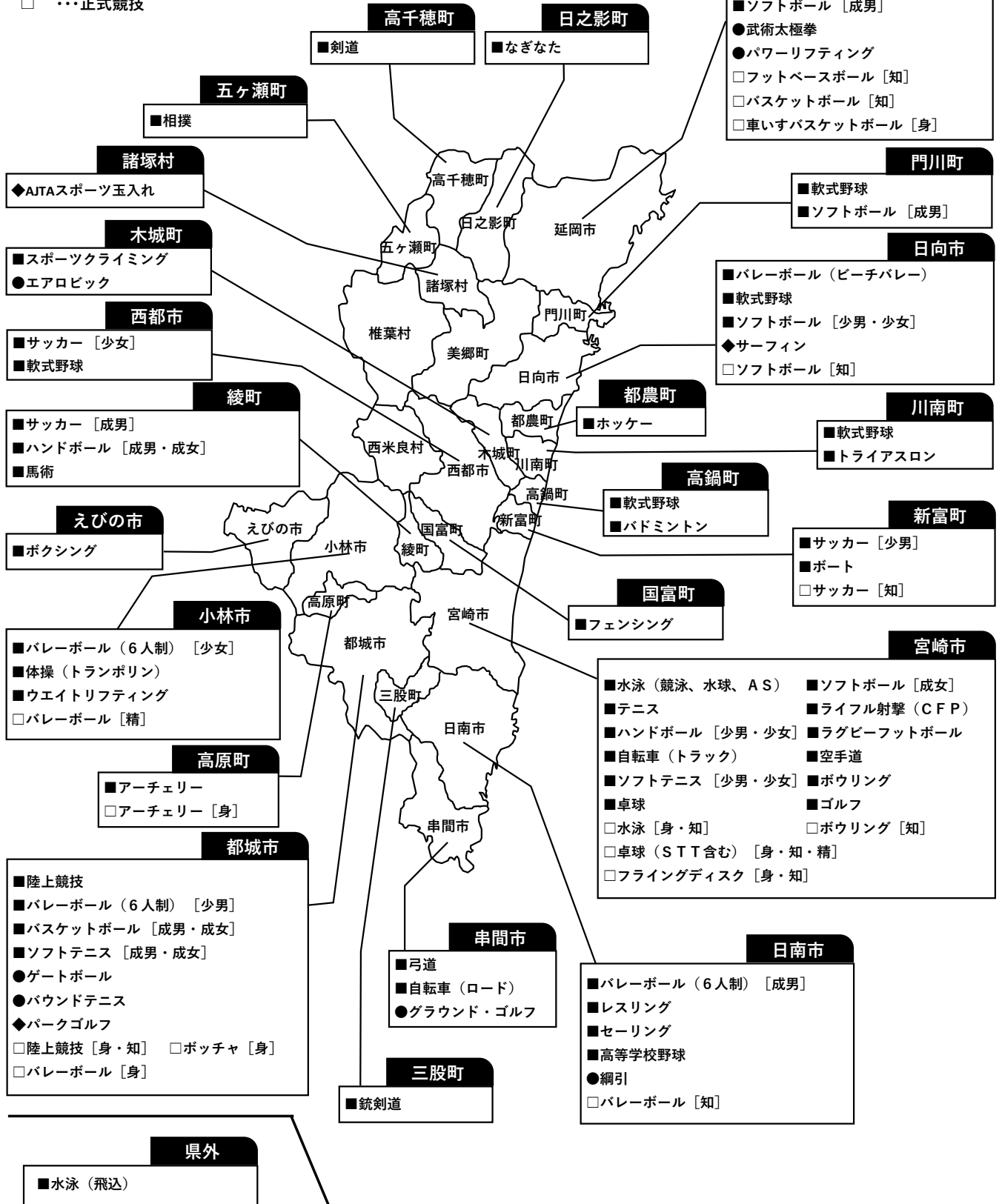
国民スポーツ大会

- …正式競技、特別競技
- …公開競技
- ◆ …デモンストレーションスポーツ

全国障害者スポーツ大会

- …正式競技

・成男=成年男子
 ・成女=成年女子
 ・少男=少年男子
 ・少女=少年女子
 ・身=身体障がい者が出場できる競技
 ・知=知的障がい者が出場できる競技
 ・精=精神障がい者が出場できる競技



第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 輸送・交通基本方針

第81回国民スポーツ大会(以下「国スポ」という。)及び第26回全国障害者スポーツ大会(以下「障スポ」という。)に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他の関係者(以下「参加者」という。)及び一般観覧者の輸送については、道路及び交通の状況等に十分配慮しながら、安全かつ確実にを行うものとする。

1 参加者の輸送

(1) 全国輸送

ア 全国から来県する参加者の輸送については、各派遣元団体等で来県方法を決定するものとする。

イ 県及び会場地市町村は、関係機関等の協力を得て、円滑な輸送の確保に努める。

(2) 開・閉会式の輸送

ア 開・閉会式における参加者の輸送については、県が会場地市町村、関係機関等の協力を得て実施する。

イ 原則として計画輸送とし、円滑な輸送の確保に努める。

(3) 競技会場地の輸送

ア 国スポの競技会場地における参加者の輸送については、会場地市町村が県及び関係機関等の協力を得て実施する。また、同一の競技を2市町村以上の会場地で行う場合は、円滑な輸送が行われるよう、関係市町村が協議して実施する。

イ 障スポの競技会場地における参加者の輸送については、県が実施する。

(4) 指定集合地の設定

県及び会場地市町村は、国スポの開・閉会式及び各競技会場地における参加者の輸送を円滑に行うため、宿舍の分布、参加人員、道路交通事情等を考慮し、バス、タクシーその他の車両の乗降場として必要に応じて指定集合地を設ける。

2 一般観覧者の輸送

(1) 開・閉会式及び競技会場地の輸送については、県及び会場地市町村が関係機関等の協力を得て、バス・タクシー及び鉄道等の利用による円滑な輸送に努める。

(2) 自家用車での開・閉会式会場及び競技会場への乗り入れについては、道路交通事情及び駐車場の設置状況に応じて必要な制限を行う。

3 車両等及び駐車場の確保

(1) 参加者及び一般観覧者の輸送に必要な車両等については、県及び会場地市町村が関係機関等の協力を得て、その確保に努める。

(2) 車両の確保については、ユニバーサルデザイン車両の確保に努めるとともに、障がい者等の移動に配慮する。

(3) 県及び会場地市町村は、開・閉会式及び競技会場地における駐車場の確保に努めるとともに、遠隔となる駐車場については、必要な措置を講じる。

4 交通安全対策

県及び会場地市町村は、期間中における交通安全の確保と交通混雑の緩和を図るため、関係機関等のもとより、広く県民に協力を求め、実情に応じて適切な対策を講じる。

5 環境に配慮した運営

県及び会場地市町村は、開・閉会式及び競技会場地における参加者及び一般観覧者の輸送については、マイカー自粛や公共交通機関の利用促進を呼びかけるなど、環境に配慮した運営に努める。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 宿泊基本方針

第81回国民スポーツ大会(以下「国スポ」という。)及び第26回全国障害者スポーツ大会(以下「障スポ」という。)に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者(以下「参加者」という。)の宿泊及び食事については、国スポ及び障スポ(以下「大会」という。)の参加者がそれぞれの分野で十分な活躍できるよう、おもてなしの心で温かく迎えるとともに、宮崎の多彩な魅力を全国へ発信するため、次の方針に基づき実施する。

1 宿 舎

- (1) 参加者の宿舎は、原則として、会場地市町村内の旅館(旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。)を利用する。
- (2) 会場地市町村内の旅館で参加者の収容が困難な場合は、その地域の実情に応じ、関係機関・団体等と協議の上、公共施設、民家等及び近隣市町村(原則として県内)の旅館等を利用する。
- (3) 風紀上、衛生上及び安全対策上等の理由により、支障があると認められる施設は宿舎として利用しない。

2 配 宿

- (1) 国スポにおける選手・監督及び競技会に関わる役員(以下「選手・監督等」という。)の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮し、会場地市町村が行う。ただし、近隣市町村(原則として県内)の旅館等に配宿する場合及び選手・監督等を除く参加者の配宿は、県と会場地市町村が協議して行う。障スポ参加者の配宿については、県が行う。
- (2) 大会の選手・監督の宿舎は、都道府県別、競技別、競技種別及び男女別を考慮して配宿する。
- (3) 役員、視察員、報道員等の宿舎は、原則として、選手・監督の宿舎とは別にする。
- (4) 障スポ参加者にとって、利用しやすい宿泊施設に配宿するよう努める。

3 宿泊料金

国スポ参加者の宿泊料金は、県準備(実行)委員会及び旅館等の関係団体との協議を経て、公益財団法人日本スポーツ協会において決定する。

障スポ参加者の料金は、国スポ宿泊料金を基本とし、県準備(実行)委員会が決定する。

4 食 事

参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスに配慮するとともに、温暖な気候、豊かな自然に恵まれた宮崎県ならではの多彩な食文化と新鮮な農林水産物を生かした郷土色豊かなものを提供する。

第８１回国民スポーツ大会・第２６回全国障害者スポーツ大会 医事・衛生基本方針

第８１回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）及び第２６回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「参加者」という。）の医事・衛生については、関係機関・団体等の協力を得て、清潔で快適な環境の下で十分な活躍と観覧ができるよう、次の基本方針に基づき実施する。

１ 医療救護

参加者等の傷病の発生に速やかに対処するため、関係機関・団体等の協力を得て、応急処置及び医療機関への移送等の実施に必要な医療救護体制を整える。

２ 防 疫

参加者等の感染症の発生を予防し、そのまん延を防止するため、関係機関・団体等の協力を得て、防疫体制を整えるとともに、防疫に関する知識の普及及び意識の一層の啓発を図る。

３ 食品衛生

参加者等の食の安全・安心を確保するため、関係機関・団体等の協力を得て、宿舎及び食品取扱施設等の監視、指導を行うとともに、食品衛生に関する知識の普及及び意識の一層の啓発を図る。

４ 環境衛生

参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関・団体等のもとより、広く県民の協力を得て、宿舎の衛生対策、廃棄物の適正処理・発生抑制・リサイクルの推進、衛生害虫等の駆除、飲料水の衛生対策、動物の適正管理等に努めるとともに、環境衛生に関する知識の普及及び意識の一層の啓発を図る。

５ 馬事衛生

馬術競技出場馬の健康保持のため、関係機関・団体等の協力を得て、必要な防疫措置等を行い、伝染病の発生防止に努めるとともに、傷病の発生に速やかに対応できる診療体制を整える。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 宮崎県準備委員会専門委員会規程改正

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会専門委員会規程を次のとおり改正する。

1 改正の理由

第81回国民スポーツ大会デモンストレーションスポーツ、第26回全国障害者スポーツ大会オープン競技の実施競技及び会場地市町村選定までの手続きを明確にし、各専門委員会における業務の円滑化を図るため。

2 改正の内容

別紙のとおり

[別 紙]

(1) 総務企画専門委員会「付託事項」

改正前	改正後
1 (略)	1 (略)
2 会場地選定に関する事	2 会場地選定に関する事
3 (略)	3 (略)
4 (略)	4 (略)

(2) 競技運営専門委員会「付託事項」

改正前	改正後
1 (略)	1 (略)
2 (略)	2 (略)
3 (略)	3 (略)
4 その他の競技運営に係る重要な事項に関する事	4 <u>デモンストレーションスポーツの実施競技及び会場地市町村の選定に関する事</u>
	5 その他の競技運営に係る重要な事項に関する事

(3) 競技運営専門委員会「委任事項」

改正前	改正後
1 (略)	1 (略)
2 (略)	2 (略)
3 (略)	3 (略)
4 デモンストレーションスポーツに関する事	4 デモンストレーションスポーツに関する事
5 (略)	5 (略)
6 (略)	6 (略)
7 (略)	7 (略)

(4) 全国障害者スポーツ大会専門委員会「付託事項」

改正前	改正後
1 (略)	1 (略)
2 その他全国障害者スポーツ大会に係る重要な事項に関する事	2 <u>オープン競技の実施競技及び会場地市町村の選定に関する事</u>
	3 その他全国障害者スポーツ大会に係る重要な事項に関する事

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 宮崎県準備委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会会則第14条第3項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の種類等)

第2条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

2 委員長及び副委員長は、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第5条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成29年10月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年7月9日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年7月6日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年2月15日から施行する。

別表（第2条関係）

委員会名	付託事項	委任事項
総務企画専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な計画の立案に関すること。 2 会場地選定に関すること（<u>デモンストレーションスポーツ、オープン競技を除く</u>）。 3 県及び会場地市町村の業務分担に関すること。 4 他の専門委員会に属さない重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な計画の推進に関すること。 2 文化プログラムに関すること。 3 他の専門委員会に属さない事項に関すること。
競技運営専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技運営等の基本的事項に関すること。 2 競技運営に係る計画の立案に関すること。 3 競技用具の整備計画の事項に関すること。 4 <u>デモンストレーションスポーツの実施競技及び会場地市町村の選定に関すること。</u> 5 その他の競技運営に係る重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技運営に係る計画の推進に関すること。 2 競技役員等の養成及び編成に関すること。 3 競技用具整備の推進に関すること。 4 <u>デモンストレーションスポーツに関すること（実施競技及び会場地市町村選定を除く）。</u> 5 リハーサル大会に関すること。 6 競技記録に関すること。 7 その他競技運営に関すること。
施設整備専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技施設及び関連施設の基本的事項に関すること。 2 開・閉会式会場及び関連施設整備の基本的事項に関すること。 3 情報通信施設の基本的事項に関すること。 4 その他施設に係る重要事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技施設及び関連施設の調査、調整等に関すること。 2 開・閉会式会場及び関連施設の調査、調整等に関すること。 3 情報通信施設の調査、調整等に関すること。 4 その他施設に係る調査、調整等に関すること。
広報・県民運動 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報の基本的事項に関すること。 2 県民運動の基本的事項に関すること。 3 その他広報及び県民運動に係る重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報及び啓発の実施に関すること。 2 県民運動の推進に関すること。 3 愛称・スローガン、マスコット等に関すること。 4 報道機関との調整に関すること。 5 記録映像及び記録写真に関すること。 6 その他広報及び県民運動に関すること。
全国障害者 スポーツ大会 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 全国障害者スポーツ大会の競技運営に係る計画の立案に関すること。 2 <u>オープン競技の実施競技及び会場地市町村の選定に関すること。</u> 3 その他全国障害者スポーツ大会に係る重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 全国障害者スポーツ大会の競技運営に係る計画の推進に関すること。 2 その他全国障害者スポーツ大会に関すること（他の専門委員会の委任事項は除く）。

委員会名	付託事項	委任事項
宿泊・衛生 専門委員会	1 宿泊の基本的事項に関する事 2 医事・衛生の基本的事項に関する 3 その他宿泊及び医事・衛生に係る 重要な事項に関する事。	1 宿泊業務に関する事。 2 標準献立及び食品調達に関する事 3 医療救護及び防疫に関する事。 4 食品衛生及び環境衛生に関する事 5 馬事衛生に関する事。 6 その他宿泊及び医事衛生に関する 事。
輸送・交通 専門委員会	1 輸送及び交通の基本的事項に関する 2 その他輸送・交通に係る重要な事 項に関する事。	1 全国輸送に関する事。 2 開・閉会式の輸送に関する事。 3 競技会場の輸送に関する事。 4 その他輸送及び交通に関する事。
式典専門委員会	1 式典の基本的事項に関する事。 2 その他式典に係る重要な事項に関 すること。	1 開・閉会式の企画及び運営に関す る事。 2 式典音楽に関する事。 3 式典演技に関する事。 4 大会旗・炬火リレーに関する事 5 その他式典に関する事。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 宮崎県準備委員会競技運営専門委員会関連基本方針等の改正

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会競技運営専門委員会関連基本方針等を次のとおり改正する。

1 改正の理由

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会の開催が令和9年（2027年）に変更されたことに伴い、関連基本方針等を整備するため。

2 改正の内容

別紙のとおり

[別 紙]

(1) 第81回国民スポーツ大会公開競技実施基本方針

改正前	改正後
(略)	(略)
1 (略)	1 (略)
2 (略)	2 (略)
3 (略)	3 (略)
4 実施方法、実施時期及び期間	4 実施方法、実施時期及び期間
(1) (略)	(1) (略)
(2) 実施時期は、 <u>2026年</u> 4月1日から大会閉会までの期間とする。ただし、総合開・閉会式当日は除くものとする。	(2) 実施時期は、 <u>当該大会開催年度</u> の4月1日から大会閉会までの期間とする。ただし、総合開・閉会式当日は除くものとする。
(3) (略)	(3) (略)
5 (略)	5 (略)

(2) 第81回国民スポーツ大会デモンストレーションスポーツ実施基本方針

改正前	改正後
(略)	(略)
1 (略)	1 (略)
2 (略)	2 (略)
3 (略)	3 (略)
4 実施方法、実施時期及び期間	4 実施方法、実施時期及び期間
(1) (略)	(1) (略)
(2) 実施時期は、 <u>2026年</u> 4月1日から大会閉会までの期間とする。ただし、総合開・閉会式当日は除くものとする。	(2) 実施時期は、 <u>当該大会開催年度</u> の4月1日から大会閉会までの期間とする。ただし、総合開・閉会式当日は除くものとする。
(3) (略)	(3) (略)
5 (略)	5 (略)

(3) 第81回国民スポーツ大会競技役員等養成基本計画

改正前	改正後
(略)	(略)
1 (略)	1 (略)
2 (略)	2 (略)
3 (略)	3 (略)
4 養成実施年次計画	4 養成実施年次計画
競技役員等の養成実施年次計画は、次のとおりとする。	競技役員等の養成実施年次計画は、次のとおりとする。
(表) 平成30年から <u>令和8年</u>	(表) 平成30年から <u>令和9年</u>

第81回国民スポーツ大会公開競技実施基本方針

第81回国民スポーツ大会（以下「大会」という。）において実施する公開競技は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）の定める国民体育大会開催基準要項及び同細則、国民体育大会公開競技実施基準並びに第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会開催基本方針に基づき、次の方針により実施する。

1 実施目的

- (1) 大会を契機として、競技の普及及びスポーツの振興を図り、生涯スポーツ社会の実現を推進する。
- (2) 県民が多くのスポーツに触れ合う機会を増やすことにより、県民一人ひとりがスポーツを通じた健康増進や生きがいづくりに取り組み、スポーツの喜びや楽しさを享受できる大会を目指す。

2 実施競技の実施

競技は、次の事項について総合的に検討し、実施する。

- (1) 競技を実施することにより、国スポ終了後においても、県内での当該競技の普及・振興が推進されること。
- (2) 当該県競技団体の組織が整備されており、競技運営能力があること。
- (3) 当該中央・県競技団体の開催意欲とともに、市町村の開催希望があること。

3 会場地市町村の選定

会場地は、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会会場地市町村選定基本方針に基づき、次の事項について総合的に検討し、選定する。

- (1) 市町村と競技団体の意向が合致すること。
- (2) 実施する公開競技の普及・振興を推進する市町村であること。
- (3) 実施する公開競技の開催に必要な競技施設を有する市町村であること。

4 実施方法、実施時期及び期間

- (1) 実施方法及びその他必要な事項は、別に定める。
- (2) 実施時期は、当該大会開催年度の4月1日から大会閉会までの期間とする。ただし、総合開・閉会式当日は除くものとする。
- (3) 実施期間は、4日間を上限とする。

5 業務分担及び経費負担

- (1) 競技会の準備及び開催運営に係る業務は、当該中央競技団体が主導で行うものとし、その経費については、当該中央競技団体の負担とする。
- (2) 参加料、参加者旅費等、当該競技会参加に関する経費については、原則として競技会参加者の自己負担とする。

第81回国民スポーツ大会デモンストレーションスポーツ実施基本方針

第81回国民スポーツ大会（以下「大会」という。）において実施するデモンストレーションスポーツ（以下「デモスポ」という。）は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める国民体育大会開催基準要項及び同細則、国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準並びに第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会開催基本方針に基づき、次の方針により実施する。

1 実施目的

- (1) デモスポの実施により、県民の大会への参加機会をより多く設けるとともに、県民一人ひとりがスポーツを通じた健康増進や生きがいづくりに取り組み、スポーツの喜びや楽しさを享受できる大会を目指す。
- (2) デモスポへの参加を通じて、世代間や地域間の交流の輪を広げ、スポーツの拠点づくりや地域活性化、スポーツ文化の醸成、さらには「スポーツランドみやざき」の全県展開などに取り組み、スポーツを生かした「未来のみやざき」づくりを目指す。

2 実施競技の実施

競技は、次の事項について総合的に検討し、実施する。

- (1) 正式競技、特別競技、公開競技以外の競技で公益財団法人宮崎県スポーツ協会に加盟又は推薦する競技・レクリエーションであること。
- (2) 広く県民に普及していること、又は普及する見込みがあること。
- (3) 競技団体の組織が整備されており、大会運営能力があること。
- (4) 原則として既存施設での開催が可能であること。
- (5) 市町村及び競技団体の開催希望があること。

3 会場地市町村の選定

会場地は、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会会場地市町村選定基本方針に基づき、次の事項について総合的に検討し、選定する。

- (1) 実施するデモスポの普及・振興を推進する市町村であること。
- (2) 実施するデモスポの開催に必要な競技施設を有する市町村であること。

4 実施方法、実施時期及び期間

- (1) 実施方法及びその他の必要な事項は、別に定める。
- (2) 実施時期は、当該大会開催年度の4月1日から大会閉会までの期間とする。ただし、総合開・閉会式当日は除くものとする。
- (3) 実施期間は、原則として1日とする。

5 業務分担及び経費負担

業務分担及び経費負担は、第81回国民スポーツ大会県及び会場地市町村の業務分担・経費負担基本方針の定めるところによる。

第 8 1 回国民スポーツ大会競技役員等養成基本計画

第 8 1 回国民スポーツ大会の競技運営に当たる競技役員等の養成については、「第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会競技役員等編成基本方針」及び「第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会競技役員等養成基本方針」に基づき、第 8 1 回国民スポーツ大会競技役員等養成基本計画を作成し、計画的かつ円滑な事業の推進を図る。

1 養成対象

競技役員（審判員・運営員）、競技補助員、競技会係員及び競技会補助員を養成の対象とする。

2 業務分担

- (1) 競技役員（審判員・運営員）及び競技補助員については、競技団体がその養成を行う。
- (2) 競技会係員及び競技会補助員については、会場地市町村が関係団体と十分協議し、その養成を行う。
- (3) 県は、競技団体及び会場地市町村と連携を図り、競技役員等の養成計画の推進に努める。

3 養成事業

- (1) 競技役員（審判員・運営員）の養成事業については、次のとおりとする。
 - ① 県内講師による県内講習会
 - ② 中央及びブロックの競技団体講師による県内講習会
 - ③ 中央及びブロックの競技団体主催の講習会への派遣
 - ④ 中央及びブロックの競技団体主催の大会への派遣
- (2) 競技補助員、競技会係員及び競技会補助員の養成事業については、次のとおりとする。
 - ① 県内講師による県内講習会
 - ② 中央及びブロックの競技団体講師による県内講習会

4 養成実施年次計画

競技役員等の養成実施年次計画は、次のとおりとする。

区分・内容			年 度								
			平成 30年 9年前	令和 元年 8年前	令和 2年 7年前	令和 3年 6年前	令和 4年 5年前	令和 5年 4年前	令和 6年 3年前	令和 7年 2年前	令和 8年 1年前
競技役員	審判員	中央講習会等派遣 県内講習会	資格取得、資格維持、資質向上								
	運営員	要資格 運営員	資格取得、資格維持、資質向上								
		その他 運営員	中央講習会等派遣 県内講習会							養成、資質向上	
競技補助員		県内講習会							養成、資質向上		
競技会係員		県内講習会							養成		
競技会補助員		県内講習会							養成		

5 競技役員等の養成計画

- (1) 競技役員等の具体的な養成計画は、各競技団体が別途作成する。
- (2) 養成計画は、事業の進捗状況をふまえ、毎年見直しをする。